

福祉サービス第三者評価 評価結果報告書(概要)

公表日:令和5年4月5日

評価機関	名称	(社福)広島県社会福祉協議会
	所在地	広島県広島市南区比治山本町12-2
	事業所との契約日	令和4年9月27日
	訪問調査日	令和5年1月12日
	評価結果の確定日	令和5年3月30日
	結果公表にかかる事業所の同意	あり・なし

I 事業者情報

(1)事業者概況

事業所名称	向原こぼと園	種別	認定こども園		
事業所代表者名	施設長 岩崎 幸雄	開設年月日	平成26年4月1日		
設置主体	社会福祉法人三篠会	定員	75人	利用人数	70人
所在地	〒739-1201 広島県安芸高田市向原町坂350				
電話番号	0826-46-7022	FAX番号	0826-46-3838		
ホームページアドレス	https://kodomo.misasakai.or.jp/mukaihara/				

(2)基本情報

サービス内容(事業内容)	事業所の主な行事など
〇〇歳児(生後57日目より)~5歳児までの保育 7:30~18:30	春 : 入園式・花まつり・参観日・健康診断・親子遠足
〇障害児保育	夏 : プールあそび・七夕会・お泊り保育・どんぐり祭り・参観日
〇延長保育(19:30まで)	秋 : 運動会・秋の遠足・生活発表会・健康診断
	冬 : もちつき・節分・参観日・クリスマス会
	ひなまつり会・卒園式・お別れ遠足
	毎月: 避難訓練・誕生会・発育測定・園庭開放
居室の概要	居室以外の施設設備の概要
〇 保育室 5 室	〇屋内遊戯室 1か所 〇相談室 1か所
〇 乳児室 1 室	〇屋外遊戯室 2か所 〇会議室 1か所
〇 保健(医務)室 1 室 事務室の一角	〇ほふく室 1か所 〇事務室 1か所
	〇その他
	トイレ(7か所)、調理室(1か所)、調乳室(1か所) 沐浴室(1か所)、砂場(2か所)、足洗い場(3か所) プール(1か所)

職員の配置

職種	人数(うち常勤の人数)	職種	人数(うち常勤の人数)
施設長(園長)	1人(1人)	事務職員	2人(0人)
主幹保育教諭	1人(1人)	園医・園歯科医	2人(0人)
保育教諭	17人(11人)	園薬剤師	1人(0人)
栄養士	1人(0人)	運転手	1人(0人)
調理員	3人(0人)		

Ⅱ. 第三者評価結果

◎評価機関の総合意見

社会福祉法人三篠会は、昭和25年に、農繁期に子ども達を養泉寺で預かったことを原点とし、「必要な時に必要な場所に必要なサービスを提供する」ことをモットーに掲げ、現在は保育分野をはじめ、高齢者、障害者と幅広い事業を運営されています。向原こぼと園は、昭和39年に旧向原町に向原町立みどり保育所として設立後、近隣の園との統廃合や安芸高田市への合併を経て平成16年に設立され、平成26年に社会福祉法人三篠会に移管し、平成30年より幼保連携型認定こども園へ移行されました。

園の特長として、多世代との交流と地域との連携があげられ、園の建物の2階には、同法人が運営するグループホームが併設されており、高齢者との定期的な交流が行われています。また、熱帯魚の世話や犬の散歩などで近隣住民が気軽に園に立ち寄り、定期的にボランティアによる絵本の読み聞かせが行われるなど、地域との良好な関係が築かれています。

◎特に評価の高い点

(1)保育士をめざす学生の実習生を年間2～3人受け入れ、実習終了時には、「実習評価会」を実施して学生の強みを直接伝えるなど、実習効果を高める取り組みをされ、採用にも繋げておられます。(管理運営編_No.12:実習生の受け入れ)

(2)「歩・実・心(あゆみのこころ)」を法人理念と定め、理念・基本方針を明文化した手帳を職員全員に配布し、研修時に確認する時間を設けておられます。また、法人内の取り組みについては、職員専用ホームページや、毎月発行の広報誌「M-news」において、職員に周知されています。ホームページや「こぼと園のしおり」にも理念、基本方針が明記されており、保護者には園だよりで閲覧の周知を図られています。(管理運営編_No.2:理念・基本方針の周知)

(3)乳児室は、0、1、2歳の子どもが、月齢に応じて過ごせるよう広いスペースが確保され、紙製の畳や天井から布を吊るすなど、安全で落ち着ける空間作りがされていました。3歳以上の子どもの各保育室は自由に行き来でき、自由遊びの時間には、年齢に関係なく子どもが自由に絵本やおもちゃが使用できるよう配慮されています。(サービス編_No.16:設備・環境)

(4)職員が課題を抱えている場合には、施設長や主幹が寄り添い助言をする体制が整備されており、子どもの気持ちや不安定な場合などには、クラス担任だけでなく、職員全体で状況を理解し、チームとして子どもの気持ちに寄り添えるよう努めておられます。(サービス編_No.2:指導助言の実施体制、No.6:理解と受容)

◎特に改善を求められる点

(1)時代のニーズに合わせた迅速な事業展開の遂行をめざし、3か月ごとの会議で事業の見直しを確認されているとのことでしたが、中・長期計画としては、明文化はされていませんでした。地域の状況に合わせた定員数の検討や、地域との関係づくりなど、現在積極的に取り組まれていることを中・長期計画として示し、事業計画策定時に見直して、明文化されることを提案します。(管理運営編_No.3:中・長期的なビジョンと計画の明確化)

(2)日常の中で、地域住民やボランティアと強いつながりが構築されていることがうかがえましたが、ボランティアの受け入れマニュアルは整備されていませんでした。今後も現在の関係性が維持できるよう、引き継ぎ書も兼ねて、ボランティア受け入れに関する手続きなどを手順化し、マニュアルとして整備されてはいかがでしょうか。(管理運営編_No.16:地域との関係)

(3)「全体的な計画」は、地域特性やこれまでの蓄積を生かした特色のあるものになっていますが、「指導計画」と矛盾している箇所がありましたので、今一度、「全体的な計画」と「指導計画」のフォーマットを見直されることを提案します。また、コロナ禍後は、毎月の指導計画の振り返りを職員同士で発表し合う場を職員会議などで設け、施設長や主幹などが活発な助言を行うことで、園全体の教育・保育の質がより一層向上されることを期待します。(サービス編_No.4保育課程、No5:指導計画)

(4)「ヒヤリ・ハット事例」の報告は多くないとのことでしたが、事故に至らない事例を見逃している可能性も考えられます。事故に至らない事例についても「ヒヤリ・ハット」として情報収集し、分析・危険予測を行い、さらに、マニュアルなどを活用して対策を重ねることで、事故を未然に防ぐ仕組みを構築されてはいかがでしょうか。(サービス編_No.30:事故・天災への対応)

Ⅲ. 第三者評価結果に対する事業者のコメント

普段から各日誌や記録の記入方法に悩んでいたもので、良いアドバイスがいただけました。これからもより満足度の高い保育の実現に向けて頑張りたいと思います。

IV. 項目別の評価内容

1 管理運営編

1 福祉サービス (法人または事業所) の基本方針と組織	(1)理念・基本方針 自己評価：NO.1-2	「歩・実・心(あゆみのこころ)」を法人理念と定め、理念・基本方針を明文化した手帳を職員全員に配布し、研修時に確認する時間を設けておられます。また、法人内の取り組みについては、職員専用ホームページや、毎月発行の広報誌「M-news」において、職員に周知されています。ホームページや「こぼと園のしおり」にも理念、基本方針が明記されており、保護者には園日より閲覧の周知を図られています。
	(2)計画の策定 自己評価：NO.3-4	3か月に1回、各施設長が参加する保育連絡会議で、理事長とともに中・長期ビジョンの策定と事業の進捗状況を確認されています。事業計画は、前年度の事業を評価し、策定され、職員会議の中で周知されています。 ◎時代のニーズに合わせた迅速な事業展開の遂行をめざし、3か月ごとの会議で事業の見通しを確認されているとのことでしたが、中・長期計画としては、明文化はされていませんでした。地域の状況に合わせた定員数の検討や、地域との関係づくりなど、現在積極的に取り組まれていることを中・長期計画として示し、事業計画策定時に見直して、明文化されることを提案します。
	(3)管理者(施設長)の責任とリーダーシップ 自己評価：NO.5-6	施設長としての役割・責任については事務分掌に定め、ハラスメントなどの研修に参加されるなど、法令を遵守し質の高いサービス提供に向けてリーダーシップを発揮されています。 施設長は、職員が意見を出しやすい雰囲気作りに努め、職員が主体的に考え決定したことを大切に、後押しするよう配慮されています。職員の相互理解を目的に、職員紹介を1つの冊子にまとめるなど、職員の横のつながりも重視されています。また、年に1回は職員面談を実施し、職員の意見を取り入れ、職場の環境整備などに繋げておられます。
2 組織(法人または事業所)の運営管理	(1)経営状況の把握 自己評価：NO.7-8	人口の減少や少子化を課題に抱える安芸高田市や周辺地域の状況を確認し、安芸高田市保育連盟や法人内の近隣事業所とともに、将来的な運営などについて検討する場を設け、地域ニーズに応じた事業展開に繋げておられます。法人内の経理担当者同士でお互いの事業所の状況などを確認し合う機会を設けたり、公認会計士に助言・指導も受けられるなど、経営状況の把握に努めておられます。
	(2)人材の確保・養成 自己評価：NO.9-12	人材については、法人の配置基準に沿って計画的に検討し確保されています。年に1回、施設長による面談を実施し、職員の目標や達成状況の確認、働き方などの要望を聴き取られています。 職員の就業状況については、法人にコンプライアンス委員会を設け、残業時間などの管理に努めておられます。 法人が定める研修以外にも、職員は希望する外部研修に積極的に参加されています。また事業に関わる資格取得制度が法人内で整備されており、当園でも社会福祉士を取得された実績を伺いました。 保育士をめざす学生の実習生を年間2~3人受け入れ、実習終了時には、「実習評価会」を実施して学生の強みを直接伝えるなど、実習効果を高める取り組みをされ、採用にも繋げておられます。
	(3)安全管理 自己評価：NO.13	月齢に合わせて策定された「点検チェックリスト」に基づき、毎月、各クラスの担任が遊具などの点検を実施しておられます。職員の気付きは写真に収めるなどの工夫を行い職員間で周知し、改善に繋げておられます。 玄関は施錠され、暗証番号で扉の開閉を管理されています。保育室など施設内の扉は施錠を徹底し、子どもが外に出るよう取り組まれています。

2 組織（法人または事業所）の運営管理	(4)設備環境 自己評価：NO.14-15	建物の中央に行事などを実施するホールを配置し、メインの園庭以外に乳児専用の園庭も設けておられます。出入口や廊下、保育室などは余裕のある広さを確保され、明るいつくりとなっています。 保育室内には年齢に応じた高さの手洗い場が整備され、保育室の横に年齢別のトイレが設けられています。 施設内の掃除は、勤務に合わせて担当者を決めて行われています。害虫駆除などは、法人全体で計画的に実施されています。
	(5)地域との交流と連携 自己評価：NO.16	近隣住民が毎日、玄関の熱帯魚の世話で園を訪れたり、犬の散歩中に園に立ち寄り子どもと交流するなど、地域との良好な関係が築かれています。毎月、ボランティアによる「キラキラ絵本館」を開催し、絵本の読み聞かせを行っています。また、向原支所主催の「青少年の声を聞く会」に園児が出演するなど、地域行事にも積極的に参加されています。 ◎日常運営の中で、地域住民やボランティアと強いつながりが構築されていることがうかがえましたが、ボランティアの受け入れマニュアルは整備されていませんでした。今後も現在の関係性が維持できるよう、引き継ぎ書も兼ねて、ボランティア受け入れに関する手続きなどを手順化し、マニュアルとして整備されてはいかがでしょうか。
	(6)事業の経営・運営 自己評価：NO.17-18	安芸高田市保育連盟の所長会などに参加して地域課題を共有し、今後の保育の方向性や制度に関する意見・意向などを行政に提示されています。 財務諸表については、法人として定めた開示規程に沿って、法人ホームページで公開されています。
3 適切な福祉サービスの実施	(1)利用者本位の福祉サービス 自己評価：NO.19-24	保育方針に「子ども一人ひとりの個性を尊重し自己を発揮できるよう関わる」ことを掲げ、保育に取り組まれています。他園で発生した事故や虐待の事例などを職員と共有し、体罰や虐待などの根本を職員に理解してもらい、人権の周知徹底に努めておられます。 プライバシー保護については、法人で規程を設けておられます。ホームページやドキュメンテーション(保育記録)の作成などで子どもの写真を掲載する機会も多いため、入園時に、プライバシー保護に関する同意書を取られています。保護者などからの相談は、相談室で対応し、子どもの記録は、施錠されたロッカーに保管されています。 保護者の意見は、運動会や発表会実施後の保護者へのアンケート調査や年に1～2回実施する懇談の機会、保護者会を通じて把握し、行事の開催時期を変更するなど、意見を改善に繋げておられます。また、行事の際には第三者委員も招待するなど、園の取り組みを周知する機会を設けておられます。 苦情解決の仕組みを設け、園内の掲示で周知されています。保護者からの意見には迅速に対応することで、苦情に至るケースはないとのことでした。 ◎苦情解決の仕組みについて、園内掲示だけではなく、「こぼと園のしおり」などにも記載してさらに周知されてはいかがでしょうか。
	(2)サービス・支援内容の質の確保 自己評価：NO.25-28	福祉サービス第三者評価を定期的に受審され、今回の受審でも、新人職員と経験のある職員がペアを組むなど、職員全員で自己評価に取り組まれました。 虐待防止や感染症対策、災害対応などのマニュアルを策定し、手に取りやすい場所に配置して職員間で周知されています。 子どもの記録は保育記録として管理し、毎日約10分間行われる「ちょこっとミーティング」で必要な情報が共有されています。
	(3)サービスの開始・継続 自己評価：NO.29-32	事業所の提供するサービスについては、パンフレットやホームページで情報を発信しておられます。毎月発行する園だよりは、役所や学校にも配布され、一時保育や園庭開放の情報は、安芸高田市の広報誌でも周知されています。 サービス内容や料金、契約に関する内容などは、「入園のしおり」にまとめ、入園時のオリエンテーションで説明をされています。 転園時などは、転園先と情報共有するなど、保育の継続性に配慮されています。

IV. 項目別の評価内容

2 サービス編：保育所

1 の 事 業 基 本 所 運 営	(1)サービスの質の確保 自己評価：NO.1-3	以前は、毎月職員会議を実施しておりましたが、コロナ禍では、毎日10分程度で「ちょこっとミーティング」を実施し、また、SNSも活用しながら職員間で情報を共有されています。 職員が課題を抱えている場合には、施設長や主幹が寄り添い助言をする体制が整備されています。また、園外の専門家を交えたカンファレンスも可能になっています。 個人記録はファイルにまとめ、施錠可能なロッカーで管理されており、個別かつ一元的で適切に取り扱われています。
2 子 ど も の 発 達 援 助	(1)発達援助の基本 自己評価：NO.4-8	全体的な計画は、児童福祉法の理念に基づく理念を掲げて策定され、非常勤の職員も含めて周知されています。 子どもの気持ちが高不安定な場合などには、クラス担任だけでなく、職員全体で状況を理解し、チームとなって子どもの気持ちに寄り添うよう努めておられます。 同一敷地内にあるグループホームの利用者と行事などで交流の機会を設けたり、毎月手話教室を開催するなど、さまざまな年代の人や生活習慣の異なる人の理解に繋げておられます。また、外国籍の子どもも在籍しており、連絡手段を工夫したり、文化や生活習慣の違いを保護者と共有しながら、日本の生活習慣が身に付くよう配慮されています。 性差については、性別による決めつけを行わないよう配慮し、日常的な小さな関わり方による子どもへの影響も意識しながら接しておられます。 ◎「全体的な計画」は、地域特性やこれまでの蓄積を生かした特色のあるものになっていますが、「指導計画」と矛盾している箇所がありましたので、今一度、「全体的な計画」と「指導計画」のフォーマットを見直されることを提案します。また、コロナ禍後は、毎月の指導計画の振り返りを職員同士で発表し合う場を職員会議などで設け、施設長や主幹などが活発な助言を行うことで、園全体の教育・保育の質がより一層向上されることを期待します。
	(2)健康管理・食事 自己評価：NO.9-14	子どもの健康状態については、毎日の「ちょこっとミーティング」やSNSで職員間の共有がされています。「園で知らない間にできたけが」がないよう、子どもの体調悪化やけがについては、必ず主幹に報告し、担任から保護者に電話連絡をして直接状況を説明する体制を徹底されています。 内科・歯科検診を定期的実施し、内科医や歯科医と子どもの状況を確認する機会を持たれています。 正しい姿勢で食事が取れるよう、テーブルや椅子の高さを合わせたり、クッションを使用するなど子どもの月齢に合わせた工夫がされています。 給食では地元産の米を使用し、月に1回「和菓子の日」を設けて、馴染みのない食べ物に接する機会を提供したり、調理員と一緒にクッキングをするなど、食事が楽しみとなるよう取り組まれています。 アレルギーのある子どもの食材は、医師の指示書に沿って提供され、毎月メニューを保護者に提示し、協議・確認に努めておられます。米粉のスパゲティや、見た目が同じ調味料を使用するなど、アレルギーの有無に関わらず子どもが同じ献立が食べられるよう配慮もされています。 給食は、玄関にサンプルを展示して、献立や量を保護者に周知しておられます。また、コロナ禍以前は、参観日に試食会も実施しておられました。
	(3)保育環境 自己評価：NO.15-17	保育室は大きな窓を有し、個別にホットカーペットを使用するなど、採光、換気、温度に配慮し、心地よく過ごせる空間が確保されています。遊具は毎月点検を実施し、殺菌庫を使用し、おもちゃの衛生管理にも努めておられます。 乳児室は、0、1、2歳の子どもが、月齢に応じて過ごせるよう広いスペースが確保され、紙製の畳や天井から布を吊るすなど、安全で落ち着ける空間作りがされていました。3歳以上の子どもの各保育室は自由に行き来でき、自由遊びの時間には、年齢に関係なく子どもが自由に絵本やおもちゃが使用できるよう配慮されています。 メインの園庭と乳児室から直接出入りができる乳児専用の園庭も確保されています。

<p>2 子どもの発達援助</p>	<p>(4)保育内容 自己評価：NO. 18-23</p>	<p>園の日常的な関わりの中で、職員が子どもと丁寧に接することで、「挨拶」や「ありがとう」などの大切さを子どもに伝えておられます。また、園に隣接する向原生涯学習センター「みらい」を利用して公共施設の利用方法を学習したり、避難訓練を体験するなど、社会的ルールの獲得に繋げておられます。</p> <p>月に1回、ボランティア「キラキラ絵本館」による絵本の読み聞かせ会や、体操教室を実施しておられます。紙類やクレヨンなどは、子どもが自由に取り出せるように置かれていました。年齢に応じて、自然と時間の概念が身に付くよう、生活の中に取り入れています。</p> <p>全職員がSIDSの研修を受講し、睡眠時には5分おきの呼吸確認を徹底されています。離乳食は、家庭で食べられたものを保育園で提供することとしており、担任が保護者にアドバイスをしながら、家庭と連携して進めておられます。</p> <p>長時間保育の対象者には、おやつを提供されています。</p> <p>障害児が在籍するクラスには副担任を配置し、障害のある子どもも、クラスの中で一緒に発達していけるよう配慮されています。発達に課題を抱える子どもの保護者には、面談などを通じて情報を共有し、保護者に状況を理解してもらえよう努めておられます。また、小学校とも連携し、子どもの発達状況を細やかに情報共有されています。</p>
<p>3 子育て支援</p>	<p>(1)保護者等への支援 自己評価：NO. 24-28</p>	<p>乳児は睡眠時間などを詳細に記録した手書きの連絡帳、3歳以上の子どもには、連絡アプリを活用し、週に1回、子どもの写真をドキュメンテーションとして配信することで、保護者と子どもの様子を共有しておられます。連絡帳のICT化も進めておられますが、スマートフォンの利用が難しい保護者などに合わせた情報伝達にも配慮されています。</p> <p>連絡がなく欠席した子どもには、必ず10時に保護者へ電話連絡し、また、3日以上欠席した子どもにも電話連絡をして状況を確認しておられます。</p> <p>また、保護者とは送迎時の会話や、年に1～2回の個人面談で、子どもの様子を伝えたり、家庭での状況を把握されています。</p> <p>保護者からの相談には、担任が随時対応し、難しいケースには、個別に面談の機会を設けたり、施設長や主幹と一緒に考え対応できる体制となっています。</p> <p>虐待や不適切な養育の可能性が疑われる場合に備え、虐待対応マニュアルを整備し、安芸高田市と連携を図られています。</p> <p>保護者などへの支援のすべてで、保護者からの信頼も高く、子どもの最善の利益のために良好な関係を継続されていると考えます。</p>
<p>4 子どもの安全</p>	<p>(1)安全・事故防止 自己評価：NO. 29-31</p>	<p>食中毒や感染症に関する予防マニュアルを作成し、直近では、ノロウイルスによる嘔吐の対応研修を実技を交えて行うなど、実践でのスムーズな対応に繋げておられます。</p> <p>地震など天災を想定した避難訓練を定期的実施するとともに、職員全員が救急救命法の研修を受講されています。また、災害時には、園を福祉避難所として住民に開放されています。</p> <p>不審者の侵入に備え、玄関の常時施錠や防犯カメラを備え、また、不審者対応マニュアルを整備し、手順に沿って、年に1回の不審者訓練を実施されています。</p> <p>◎体調が気になる職員の交替基準に関する文書はないとのことですが、管理者は、体調の悪い職員は必ず交替をされると伺いました。職員の責任意識も深まり、管理者の指導も容易になると思いますので、体調の悪い職員の交替基準をマニュアルなどの文書に明文化されることを期待します。</p> <p>◎「ヒヤリ・ハット事例」の報告は多くないとのことでしたが、事故に至らない事例を見逃している可能性も考えられます。事故に至らない事例についても「ヒヤリ・ハット」として情報収集し、分析・危険予測を行い、さらに、マニュアルなどを活用して対策を重ねることで、事故を未然に防ぐ仕組みを構築されてはいかがでしょうか。</p>
<p>5 地域との関わり</p>	<p>(1)関係機関および地域との連携 自己評価：NO. 32-34</p>	<p>月に1回の幼保小中高連携会議や、年に4回の小学校との連絡会で、情報交換を行い、連携体制を築かれています。また、要保護児童対策地域協議会の要請時には、要保護児童の早期発見や保護に協力されています。</p> <p>地域の子育て支援の拠点として毎日園庭を開放し、月に1回の集合型の園庭開放を実施されています。コロナ禍では、オンラインで「おしゃべり広場」を開催するなど、子育て家庭が孤立しないようサポートされています。</p> <p>平日の9時～17時で同年齢の子どもと一緒に一時預かりも実施されています。日数制限は設けず、里帰り出産などのニーズに対応されています。</p>

自己評価・第三者評価の結果（管理運営編）

NO.	小項目	設問	自己評価	第三者評価	改善の必要性
-----	-----	----	------	-------	--------

1 福祉サービスの基本方針と組織（法人または事業所）

(1) 理念・基本方針

1	理念・基本方針の確立	法人としての理念、基本方針が確立され、明文化されていますか。	A	A	
2	理念・基本方針の周知	理念や基本方針が職員・利用者等に周知されていますか。	A	A	

(2) 計画の策定

3	中・長期的なビジョンと計画の明確化	中・長期的なビジョン及び事業計画が策定されていますか。	A	A	○
4	適切な事業計画策定	事業計画が適切に策定されており、内容が周知されていますか。	A	A	

(3) 管理者(施設長)の責任とリーダーシップ

5	管理者(施設長)の役割と責任の明確化	管理者(施設長)は、自らの役割と責任を明確にし、遵守すべき法令等を理解していますか。	A	A	
6	リーダーシップの発揮	管理者(施設長)は質の向上、経営や業務の効率化と改善に向けて、取り組みに指導力を発揮していますか。	A	A	

2 組織（法人または事業所）の運営管理

(1) 経営状況の把握

7	経営環境の変化等への対応①	事業経営をとりまく環境が的確に把握されていますか。	A	A	
8	経営環境の変化等への対応②	経営状況を分析して、改善すべき課題を発見する取り組みを行っていますか。	A	A	

(2) 人材の確保・養成

9	人事管理の体制整備	必要な人材確保に関する具体的なプランをたてて、実行していますか。	A	A	
10	職員の就業状況への配慮	職員の就業状況や意向を把握し、必要があれば改善する仕組みが構築されていますか。	A	A	
11	職員の質の向上に向けた体制	職員の質の向上に向けた具体的な取り組みを行っていますか。	A	A	
12	実習生の受け入れ	実習生の受け入れについて、積極的な取り組みを行っていますか。	A	A	

(3) 安全管理

13	利用者の安全確保	利用者の安全確保のための体制を整備し、対策を行っていますか。	A	A	
----	----------	--------------------------------	---	---	--

(4) 設備環境

14	設備環境	事業所(施設)は、利用者の快適性や利便性に配慮したつくりになっていますか。	A	A	
15	環境衛生	事業所(施設)は、清潔ですか。	A	A	

NO.	小項目	設問	自己評価	第三者評価	改善の必要性
-----	-----	----	------	-------	--------

(5)地域との交流と連携

16	地域との関係	利用者と地域との関わりを大切にし、地域のニーズに基づく事業等を行っていますか。	A	B	○
----	--------	---	---	---	---

(6)事業の経営・運営

17	制度に関する意見・意向の伝達	制度について、保険者あるいは行政担当部署等に意見や意向を伝えていますか。	A	A	
18	財務諸表の公開	地域住民、利用者に対して財務諸表を公開していますか。	A	A	

3 適切な福祉サービスの実施**(1)利用者本位の福祉サービス**

19	利用者を尊重する姿勢①	利用者を尊重したサービス提供について、共通の理解を持つための取り組みを行っていますか。	A	A	
20	利用者を尊重する姿勢②	利用者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備していますか。	A	A	
21	利用者満足の向上	利用者満足の向上に向けた取り組みを行っていますか。	A	A	
22	意見を述べやすい体制の確保①	利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備していますか。	A	A	
23	意見を述べやすい体制の確保②	苦情解決のしくみが確立され、十分に周知・機能していますか。	A	A	
24	意見を述べやすい体制の確保③	利用者からの意見等に対して迅速に対応していますか。	A	A	

(2)サービス・支援内容の質の確保

25	質の向上に向けた組織（法人または事業所）的な取り組み	自己評価の実施や第三者評価の受審により、提供しているサービス・支援内容の質向上を図っていますか。	A	A	
26	標準的な実施方法の確立	各サービス業務が標準化され、マニュアル化されてサービスが提供されていますか。	A	A	
27	サービス実施状況の記録	利用者に関するサービス実施状況の記録が適切に行われていますか。	A	A	
28	記録の管理と開示	サービス提供記録等の開示を適切に行っていますか。	A	A	

(3)サービスの開始・継続

29	サービス提供の開始①	利用者に対して、サービス選択に必要な情報を提供していますか。	A	A	
30	サービス提供の開始②	サービスの開始にあたり、利用者等に説明し、同意を得ていますか。	A	A	
31	利用契約の解約・利用終了後の対応	利用者がいつでも契約の解約ができることを説明し、利用者又は事業者から直ちに契約を解除できる事由を定めていますか。	A	A	
32	サービスの継続性への配慮	事業所（施設）の変更や家庭への移行などにあたり、サービスの継続性に配慮した対応を行っていますか。	A	A	

自己評価・第三者評価の結果（サービス編：保育所版）

NO.	小項目	設問	自己評価	第三者評価	改善の必要性
-----	-----	----	------	-------	--------

1 事業所運営の基本

(1) サービスの質の確保

1	職員会議	職員間において、定期的または随時に情報共有する体制がとられていますか。	A	A	
2	指導助言の実施体制	職員が指導助言を受ける仕組みがありますか。	A	A	
3	個人情報の適切な取り扱い	子ども(保護者等を含む)に関する情報(データを含む)は、適切に取り扱われていますか。	A	A	

2 子どもの発達援助

(1) 発達援助の基本

4	保育課程	保育課程は、関係法令や子どもの発達特性を踏まえ、長期的見通しをもって適切に編成されていますか。	A	B	○
5	指導計画	指導計画は、定期的に評価および見直しが行われていますか。	A	B	○
6	理解と受容	子ども一人ひとりへの理解を深め、受容していますか。	A	A	
7	さまざまな人との交流	さまざまな年代や文化を持つ人たちに親しみを持つよう働きかけていますか。	A	A	
8	先入観等を植え付けない配慮	性差への先入観による固定的な概念や役割分業意識を植え付けないような配慮を行っていますか。	A	A	

(2) 健康管理・食事

9	健康状態の把握	子どもの健康管理は、適切に行われていますか。	A	A	
10	健康診断等の実施	健康診断や歯科検診を定期的に行っていますか。	A	A	
11	食事環境の整備	子どもにとって、食事が楽しみとなるよう配慮していますか。	A	A	
12	食育の推進	子どもが生活と遊びの中で、食事を楽しみ合うよう、働きかけていますか。	A	A	
13	子どもの状況に応じた食事の提供	アレルギー疾患や体調不良の子どもがいる場合、子どもの状況に応じた食事が提供されていますか。	A	A	
14	家庭との連携	保育所で提供する食事について、保護者等に対して説明し、理解を得ていますか。	A	A	

(3) 保育環境

15	空間の確保	保育所は、子どもが心地よく過ごせるような空間が確保されていますか。	A	A	
16	設備・環境	保育所は、子どもたちの心身の安らぎ、くつろぎの面から配慮された場所となるよう、工夫されていますか。	A	A	
17	保育環境の整備	子どもが自発的に活動できる環境を整える工夫を行っていますか。	A	A	

NO.	小項目	設問	自己評価	第三者評価	改善の必要性
-----	-----	----	------	-------	--------

(4)保育内容

18	社会的なルールや態度の獲得	子どもが、望ましい生活のルールや態度を身につけるよう、働きかけていますか。	A	A	
19	表現活動	身近な環境の中で、感覚を豊かにしたり、活動を楽しめるよう働きかけていますか。	A	A	
20	人間関係	遊びや生活を通して、人間関係が育つように働きかけていますか。	A	A	
21	乳児保育	乳児保育のための環境が整備され、保育内容や方法に配慮していますか。	A	A	
22	長時間保育	長時間保育のための環境が整備され、保育内容や方法に配慮していますか。	A	A	
23	障害児保育	障害児保育のための環境が整備され、保育内容や方法に配慮していますか。	A	A	

3 子育て支援**(1)保護者等への支援**

24	信頼関係の構築	保護者等の気持ちに共感しながら、信頼関係を築くよう努めていますか。	A	A	
25	保護者等との連携、共有	子どもの生活の連続性を踏まえ、保護者等との連携および情報共有が行われていますか。	A	A	
26	相談・情報提供	保育に関する知識や技術を活かして、保護者等からの相談にあたっていますか。	A	A	
27	不適切な養育に対する支援	虐待等、不適切な養育が行われている可能性があると感じた場合は、速やかに対応していますか。	A	A	
28	虐待等への対応	虐待を受けている子ども(虐待の可能性のある場合を含む)に対して、適切に対応していますか。	A	A	

4 子どもの安全**(1)安全・事故防止**

29	食中毒・感染症対策	食中毒や感染症に対する予防および発症後の対策は、適切に行われていますか。	A	A	
30	事故・天災への対応	事故や天災が発生した場合、速やかに対応できる体制がありますか。	A	A	○
31	不審者対策	不審者の侵入などに対応できる体制がありますか。	A	A	

5 地域との関わり**(1)関係機関および地域との連携**

32	関係機関との連携協力	子ども家庭センター、要保護児童対策地域協議会、小学校等と連携し、必要に応じて協力体制を築いていますか。	A	A	
33	地域の子育て支援	地域の子育て支援の拠点として、子育て家庭に対して保育所機能を還元していますか。	A	A	
34	一時保育	一時保育のための環境が整備され、保育内容や方法に配慮していますか。	A	A	